

指定電気事業者への指定について

令和元年 7 月 31 日

資源エネルギー庁 新エネルギー課

経済産業大臣は、経済産業大臣が指定する再生可能エネルギー発電設備の種類のうち風力発電設備について、経済産業大臣が指定する電気事業者に、風力発電の接続申込量が「30 日等出力制御枠」に到達する見込みである「四国電力株式会社」を令和元年 7 月 31 日付で追加します。

これは、「30 日等出力制御枠」を超過した分の申込みについては、指定電気事業者制度を活用し、年間 720 時間（部分制御換算時間）という上限を超えた無補償での出力制御を行うことを可能とするものです。

(参考) 四国電力 HP

「固定価格買取制度に基づく風力発電設備の指定電気事業者への指定について」

https://www.yonden.co.jp/press/2019/_icsFiles/afieldfile/2019/07/3

[1/pr007.pdf](#)